

# 第19回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第19回定例会

令和3年10月28日

開会 13時30分

閉会 15時30分

出席委員  
(20名)

|          |            |
|----------|------------|
| 会長 依田 繁二 | 会長代理 若林 泰平 |
| 2 深井 佳人  | 15 関 敏夫    |
| 3 武井 誠   | 16 小宮山 信幸  |
| 5 関 一夫   | 17 小野澤 文利  |
| 6 小林 澄男  | 18 笹平 民男   |
| 7 小山 孝幸  | 推進 射手 誠司   |
| 8 青木 茂良  | 推進 佐藤 邦利   |
| 10 成山 喜枝 | 推進 杉田 修司   |
| 12 宮下 通  | 推進 関 泰秀    |
| 13 大塚 賢  | 推進 荻原 清一   |

欠席委員

1 荻原 勝夫      11 柳澤 峰晴      14 齊藤 敏彦

議事録署名委員

7 小山 孝幸      8 青木 茂良

出席職員  
(5名)

農業委員会事務局  
事務局長      小林 幸司  
事務局次長      小宮山 真二  
事務局      河口 晋也  
事務局      酒井 綾  
事務局      伊藤 世志子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画について  
報告第1号 農用法第4条の届出について

※ 会場 勤労者会館 2階大会議室

会長代理

ご苦勞様です。令和3年度第19回定例総会を開催します。本日は柳澤委員、齊藤委員、荻原委員が欠席になります。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは、新型コロナウイルス感染症も治まりつつあります。秋の収穫も一段落し山々が紅く染まり、霜が降りる時期となりました。某大学院の教授は、全国日本農業新聞で「農水省より経産省の第一次産業局に農政を任せられた方が農業を強くできる」と言っていました。農業の食料安全保障が重要課題であり。日本の食料自給率が下がれば、食糧難民国となるような気がします。農業が過度にビジネス化すると地域の共同体が衰退し、荒廃農地の拡大となり、「改革主義一辺倒の言い放し放題」では農業の先が益々心配されます。我々農業委員会も地域農業維持のため、人・農地プラン強化策が求められています。地域一丸となって推進していきましょう。それでは議事に入ります。本日の議事録署名は7番小山孝幸委員と8番青木茂良委員をお願いします。第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、外1筆、図面は1ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅と隣接している農地ということで、問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、図面は2ページをご覧ください。場所は、〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。現在の経営面積は0平方メートルとなっており、同月利用権設定と併せて3000平方メートルを超えます。譲受人の両親が農業をやっており、譲り受けた後は、両親の助けを得ながら農業を行っていきたいということです。申請地は荒廃農地となっておりますが、整地を進めていき、整地後はクルミを栽培する予定です。

番号3、〇〇、図面は3ページをご覧ください。場所は〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で、姉弟です。実際は譲受人が当農地を管理していました。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅から徒歩で2分ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、図面は4ページをご覧ください。場所は〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅から車で10分、また同月5条で申請が出ている住宅建設予定地の隣接農地ということで、近いため、問題ないと判断しました。

番号5、〇〇、図面は4ページをご覧ください。場所は〇〇にある農地で番号4の隣接農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅から車で10分ということで近いため、問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして関泰秀委員より説明をお願いします。

関委員 説明します。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんで、場所は〇〇にある農地で、譲受人の〇〇さんの自宅に隣接しています。申請地では、野菜を栽培する予定です。問題はないと思いますがよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 お願いします。場所は〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は田として耕作をしていましたが、長年の耕作放棄となり直径30センチほどに成長した樹木が生い茂って、隣にある太陽光発電に影響を及ぼしたため伐採処理をお願いしたところ、地主の〇〇さんは耕作の意思がなく買い取りの話になり、今回の申請となりました。取得者は〇〇さんの農業後継者で同居の〇〇さんです。新規営農ということで、利用権設定を小宮山信幸農業委員にお願いしたいと考えているそうです。作付、作物はクルミとジャガイモを予定しています。この周辺の耕作放棄地解消に努力していきたいと話していました。譲受人として適任かと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員 地目が水田ということで、水田にクルミ栽培が適しているのか、又周囲が住宅ということで消毒等の影響はどうするか、お聞きしたいと思います。

事務局 地目は水田ですが、現況は耕作放棄地で樹木が生い茂っていて、伐採をして整地にしてからクルミを栽培しますので、問題はないと思います。

小野澤委員 周辺が住宅ですが、影響はどうですか。

事務局 地目が田でも生産調整で野菜、果樹を植えることがあります。特段問題はないと思います。植える場所、木の樹高等で違ってきますけど、植え付けてからしばらくは影響はないと思いますが、成長過程では消毒等必要かと思いますが。クルミは水はけの良いところを好みますので、どこまで生育するかということもあると思います。

小野澤委員 生育過程で周辺の方に迷惑がかからないよう対策をとってほしいです。適切な指導が必要になってくると思いますのでよろしくお願いします。

議長 植栽後の管理と近隣への対処をしっかりとお願いしたいと思います。他にございますか、特にないようですので採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして、若林代理より説明をお願いします。

若林代理 よろしく申し上げます。この案件は所有権移転です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。姉弟です。譲渡人の〇〇さんは、相続で取得した農地です。〇〇に住んでいますので、弟の〇〇さんが管理していました。高齢になったことで、書類上きちんとしておきましょうということで、今回の申請となりました。特に問題はないと思いますがよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件につきまして、小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 お願いします。場所は〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは個人事業主として〇〇を営んでいましたが、

今年の9月に〇〇を設立しまして、〇〇中心に稲作の受託事業を展開しています。経営規模拡大ということで今回の申請となりました。特段問題はないと思いますがご審議よろしく申し上げます。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号5の案件につきまして、小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員            よろしく申し上げます。場所は〇〇、面積は765平方メートルです。番号4の案件の隣です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんはリンゴ、ブドウ、野菜など栽培しています。退職し農業に専念したいそうです。経営規模拡大するため譲り受けるそうです。ご審議よろしく申し上げます。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局                第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。  
計画変更1、〇〇、図面は5ページをご覧ください。5条1番案件と関連があるため一括説明いたします。〇〇にある農地です。計画変更申請で、資材置場・駐車場敷地の申請です。譲受人は不動産業等を行っている市内の業者です。譲渡人は〇〇の方です。当初は、前事業者の〇〇が令和〇年〇月に住宅敷地として許可を受けたのですが、県外に転勤になったことから転用事業は行っていませんでした。譲受人は申請地を継承して資材置場・駐車場として利用を計画するものです。申請地は上水道管、下水道管の2種類が埋設されている道路沿線の地域で、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、おおむね500メートル以内に〇〇と教育施設がある第3種農地のため、変更申請の承認は問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、所有権移転、図面は7ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在借家に住んでいますが、仕事拠点確立のために申請地に住宅を建築したいとのことです。なお、申請地は令和3年8月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号3、〇〇、外1筆 使用貸借権設定、図面は9ページをご覧ください。〇〇から北に300平方メートルほど進んだ先にある農地です。砂利採取敷地の一時転用申請です。譲受人は砂利採取販売業を行っている市内の業者です。譲渡人は〇〇の方と〇〇の方です。当該申請地は玉石等が豊富に埋蔵された場所であることから、譲受人は砂利採取地として利用を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じるものです。採取計画では掘削高は7メートル、採取原石量は8,587立方メートルとしています。なお、利用期間は許可日から1年間で、期間満了後は耕土厚を増やし優良農地に復旧することとします。第2種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、所有権移転、図面は11ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は設備工事業を行っている市内の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は隣接地の事務所駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用を計画するものです。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号5、〇〇、所有権移転、図面は13ページをご覧ください。〇〇にある農地です。太陽光発電事業敷地の申請です。譲受人は太陽光発電事業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地に太陽光発電施設を設置したいとのことです。パネル枚数は860枚で、配置は図面15ページを参照してください。雨水対策及び地元協定等については、太陽光発電施設設置に関するガイドラインの基準をクリアすることを前提に生活環境課と現在協議中とのことです。なお、申請地は令和3年8月に農振除外済です。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号6、〇〇、所有権移転、図面は13ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在実家に住んでいますが、手狭なため、申請地と隣接する中古住宅を購入することとしましたが、駐車場が不足しているため、申請地を取得し、住宅敷地の拡張をしたいとのことです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号7、〇〇、外4筆、所有権移転、図面は17ページをご覧ください。〇〇にある農地です。事務所・倉庫敷地の申請です。譲受人は電気工事業を

行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は電気工事業を行っていますが、従業員が増加して現在の事業所では手狭なため、申請地を事務所及び倉庫として利用を計画するものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号8、〇〇、所有権移転、図面は19ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は2名おり〇〇の方です。申請地の隣接地の売買に伴う境界測量をした際に譲受人の既存住宅が申請地に越境していることが判明したための申請で、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号9、〇〇、外1筆、所有権移転、図面は21ページをご覧ください。〇〇にある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は不動産業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇です。譲受人は申請地にて1区画の分譲を計画するものです。準工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号10、〇〇、使用貸借権設定、図面は23ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で、親子です。譲受人は現在借家に住んでいますが、父の土地を借りて住宅を建築したいとのことです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号11、〇〇、所有権移転、図面は25ページをご覧ください。〇〇にある農地です。資材置場・駐車場敷地の申請です。譲受人はクレーン作業請負業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地の隣地にある〇〇に事業所を置いており、現在借地の資材置場が手狭となっていることから、事業所に近い申請地で資材置場・駐車場の利用を計画するものです。なお、申請地は令和3年8月に農振除外済です。第1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号12、〇〇、所有権移転、図面は27ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は専業農家です。現在借家に住んでいますが、手狭なため、耕作地に近い申請地に農家住宅を建築したいとのことです。なお、申請地は令和3年8月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号13、〇〇、外1筆、所有権移転、図面は29ページをご覧ください。〇〇にある農地です。事務所・駐車場敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は現在借家の一室にて事務所を構えて経営していますが、手狭なため、申請地を事務所及び駐車場として利用を計画するもので



す。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

議長                    ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1、番号1の案件につきまして宮下委員より説明をお願いします。又審議に関しても一括で行いますのでよろしくお願いします。

宮下委員                よろしくお願いします。昨年8月に住宅敷地として許可を受けた案件です。当時許可を受けた〇〇さんですが、県外に転勤となり住宅の建築は行いませんでした。譲受人の〇〇が資材置場、駐車場として利用したいという事です。申請地を継承する案件ですので、問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。計画変更1、番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。計画変更1、番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員            説明します。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんで、一人暮らしで農業後継者がいないため農地を売りたい希望がありました。申請地周辺の農地もいずれ売りたいそうです。〇〇の方、周辺の地権者は了解済みです。譲受人は〇〇の方で住宅を新築したいそうです。問題はないと思いますが、よろしくお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員                場所は〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇さん、〇〇さんです。〇〇さんがこの畑は石が多く大変な場所で耕作に適していないと話していたので、〇〇を紹介しました。隣接する畑の〇〇さんにも話をしたら、是非お願いした

いということで、今回の申請となりました。土地改良にもなり一時転用で譲り渡すことになりました。譲受人は〇〇で砂利採取販売業を行っている業者です。1年間採取を行い優良農地に復旧するという事です。双方にとってとても良い案件かと思えます。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 〇〇にある農地です。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇さんです。この農地は不要地で荒地になっています。譲受人の会社の前で駐車場として利用したいそうです。隣接の方への事業説明は済んでいるそうです。周辺の影響は少なく問題はないと思えますが、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号5の案件につきまして、杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。場所は、〇〇にある農地です。5年位前に〇〇さんの親がブドウ栽培をしていました。相続で得た農地で耕作はしていませんでした。太陽光発電施設設置の話があり応じることになりました。パネルは860枚で雨水については、南西にややゆるい傾斜地で、西側は川が流れ木が生い茂っています。基本は地下浸透かと思えます。問題はないと思えますがご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

笹平委員 かなり大きな事業かと思えますが、周りに住宅があり問題はないのかお聞きします。

事務局 生活環境課に確認しますと周辺の方の同意はいただいているそうです。

笹平委員 問題にならないようにしていただきたいと思います。

議長 他にございますか、特にないようですので採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号6の案件につきまして、杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 5番案件の場所から東へ200メートル〇〇の土地です。譲渡人は〇〇さんで〇〇在住です。譲受人は〇〇さんで〇〇の方です。〇〇さんは相続で住宅を取得しましたが、〇〇に住んでいるため年に数回帰ってきている状況です。〇〇さんに中古住宅と隣接する農地を譲り渡すことになりました。〇〇さんは親と夫、子供の6人家族で住んでいますが、手狭になり中古住宅と隣接する農地を購入したいということです。農地は駐車場と家庭菜園にするそうです。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号7の案件につきまして、若林代理より説明をお願いします。

若林代理 説明します。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。場所は1種農地ですが、主要な道路に接続していて、周りは住宅もありますので問題はないと思います。申請地に物置のような建物もありますが、含めて購入して活用したいということです。譲渡人の〇〇さんは相続で得た農地です。譲受人の〇〇は、事務所と倉庫を計画したいそうです。問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号8の案件ですが、齊藤委員が欠席のため、事務局の説明で審議を行います。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号9の案件につきまして、関敏夫委員より説明をお願いします。

関委員 説明します。場所は〇〇と〇〇の堺にあり、川と道に挟まれた三角形の農地です。譲渡人は〇〇です。譲受人は〇〇さんで不動産業です。宅地として分譲したいそうです。周辺に農地はなく住宅街の所です。問題はないと思いますが、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員 88平方メートルということですが、かなり狭いと思いますが、家が建つのか詳細をお聞きしたいと思います。

事務局 聞き取りする内容でしたので、確認をしたところ計画等詳細になっておりましたので、実現性はあると思われました。

議長 他にございますか、特にないようですので採決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号10の案件につきまして、深井委員より説明をお願いします。

深井委員 場所は、〇〇の農地です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん親子です。〇〇さんは就農住宅に住んでいて来年3月に契約が終了するというので、物件を探していましたが適当なところが見当たらず、親の土地を借りて住宅を建てることになりました。周辺農地の了解は得ているそうです。問題はないと思いますが、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にな

いようですので採決に入ります。番号10の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号11の案件につきまして、深井委員より説明をお願いします。

深井委員 場所は、〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。この農地は7月の定例総会において、〇〇が一時転用で2ヶ月間許可を受けたところです。今回〇〇の関連会社の〇〇が資材置場と駐車場として利用したいということです。周辺農地の方には了解はいただいているそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号11の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号11の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号12の案件につきまして、小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 お願いします。場所は、〇〇番地で先ほど3条で許可をいただいた〇〇番地に隣接する農地です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは借家住まいで妻、子供3人で手狭になったため、実家の近くに家を建てたいということです。近隣農地の方には同意をいただいているそうです。特段問題はないと考えられますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号12の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号12の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号13の案件につきまして、関一夫委員より説明をお願いします。

関委員 説明します。場所は、〇〇番地、〇〇番地、2筆で休耕地の畑です。〇〇に100メートルのところ。譲受人は〇〇さんで建設業を行っています。譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんは借家で事務所を構えて建設業を営んでいますが、業績向上で手狭になり、申請地に事務所と駐車場7台分を確保し更

なる向上を測りたいということです。譲渡人は求めに応じるということです。第3種農地であり集落に接続しているため問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号13の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号13の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第3号議案農地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局                    議案第3号農地利用集積計画10月分について説明します。資料の4ページが通常の利用権設定になります。3件、8筆、3,917平方メートルです。5ページが中間管理事業を使った利用権設定となります。14件18筆、18,800平方メートルです。所有権移転はありませんでした。10月は全体で17件26筆、22,717平方メートルです。以上です。

議長                    ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決に入ります。農地利用集積計画10月分につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局                    報告第1号農地法第4条の規定による届出について説明します。番号1、〇〇、図面は31ページをご覧ください。〇〇にある農地です。農業用倉庫敷地の届出です。対象地483平方メートルの内、150平方メートルの届出になります。なお、令和3年7月1日に届出した〇〇での農業用倉庫設置の計画は取り下げて本申請地に設置するものです。以上1件の届出について、報告させていただきます。

議長                    ありがとうございます。以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました。

議事録署名人 \_\_\_\_\_

(※直筆でお願いします)